

お客様 各位

紛争解決措置における 利用弁護士会の変更について

新潟市農業協同組合

平成 26 年 4 月 1 日より、標記について変更がありましたので、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 変更の主旨

東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）による「現地調停」「移管調停」制度で、お客様がご利用できる弁護士会が全国的に拡大・充実しているため、利用弁護士会の見直しを実施しました。

2. 変更内容

変更前 . . . 20 弁護士会

東京弁護士会※、第一東京弁護士会※、第二東京弁護士会※、横浜弁護士会※、山梨県弁護士会※、新潟県弁護士会※、富山県弁護士会※、愛知県弁護士会※、京都弁護士会※、兵庫県弁護士会※、広島弁護士会※、愛媛弁護士会※、福岡県弁護士会※
仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会

上記弁護士会は J A バンク 相談所を通じてのご利用（申し立て）となりますが、※の弁護士会に対してはお客様が直接お申し立ていただくことも可能です。

変更後 . . . 4 弁護士会

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、新潟県弁護士会

上記弁護士会は J A バンク 相談所を通じてのご利用（申し立て）となりますが、弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

以 上